

第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法に基づき、河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「焼津市水防計画書」によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市の防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川・海岸名
焼津市	大井川、瀬戸川、栃山川、志太田中川、焼津海岸

(平成23年4月1日付け静岡県告示第340号)

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関及び水防団をもって充てる。

第2節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、市町地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

- (1) 水防組織
- (2) 重要水防箇所
- (3) 通信連絡
 - ア 水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）
 - イ 水防管理者と各機関（消防団、水防団）
 - ウ 上下流水防管理者との連絡
- (4) 非常配備
- (5) 水防信号及び水防標識
 - ア 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

 - （ア）信号は、適當の時間継続する。
 - （イ）必要があるときは、半鐘、サイレン信号を併用する。
 - （ウ）上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること
- (6) 避難のための立退

危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者
- (7) 水防倉庫及び資材一覧表

第3節 水防組織及び非常配備体制

水防管理者（市長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、消防防災センター内に焼津市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

水防組織及び非常配備体制は、資料編（風水害対策）3-3-1 ①～③のとおり。

焼津市災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第3章 第2節「組織計画」に準ずる。

第4節 水防上重要な水こう門等

水こう門等の管理人は、常にその当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに水防時には適正操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。（資料編（風水害対策）3-4-1）

第5節 河川・海岸注意箇所

市内河川・海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編（風水害対策）3-5-1のとおり。

第6節 水防に関する予警報

1 水防活動の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

2 洪水予報

- （1）流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同して洪水予報を発表する。
- （2）国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- （3）洪水予報の発表基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなつたと認められるまでの間、発表する。洪水予報河川及び区域は、次のとおりである。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

河 川 名	区 域
大 井 川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

水 系 名	河川名	区 域
瀬戸川水系	瀬 戸 川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで

水 系 名	河川名	区 域
瀬戸川水系	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

3 水防警報

- (1) 洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。
- (2) 国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- (3) 水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。
- (4) 市は、水防警報を受け、必要に応じパトロール等を強化し、被害情報等の周知を図る。
詳細については「焼津市水防計画書」による。

4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

- (1) 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達したときに、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- (2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。
- (3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

河川名	区 域		区域延長
瀬戸川	支川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m
栃山川	幹川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
	支川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m
大井川	大津谷川	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m

5 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

6 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 情報収集・伝達

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」及び第5節「災害広報計画」に準ずる。）
（情報連絡体制については、資料編（風水害対策）3-7-1のとおり。）

第8節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

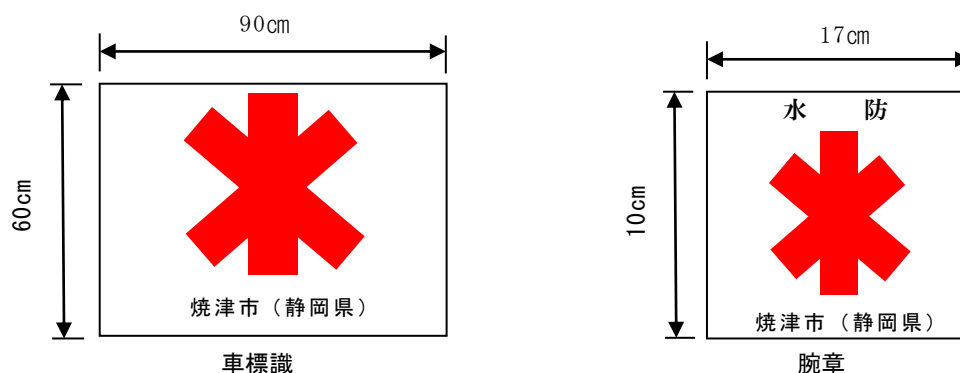
第9節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

区別／方法	説明	警鐘信号	
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒約15秒約5秒約15秒約5秒約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒約1分約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする		

2 水防標識

- (1) 水防法18条の規定による静岡県水防標識(昭和31年9月28日県告示第939号は、下図のとおりである。
- (2) 水防のために出動する緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、下記標識を用うるものとする。
- (3) 水防のために現場に赴く職員は、下記腕章を装着するものとする。



「水」は赤色、外は白色
車標識の寸法については、任意とする。

第10節 避難のための立退

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第11節 水防倉庫及び資材一覧表

水防倉庫備蓄資材については、資料編(風水害対策)3-11-1のとおり。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。)